

## 山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年8月13日 13:30~14:30

### 会議出席者

#### <環境影響評価等技術審議会委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、佐藤文男委員、角田謙朗委員、早見正一委員、平林公男委員、湯本光子委員

#### <事業者等>

##### ○事業者

山梨県県土整備部道路整備課高速道路推進室 名取室長補佐、壺屋副主幹  
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課 長井係長  
株式会社福山コンサルタント 大塚氏  
株式会社長大 轟氏、川野氏、津田氏

##### ○都市計画決定権者

山梨県県土整備部都市計画課 深澤課長補佐、武藤副主幹

#### <事務局>

環境創造課 小島徹課長、依田真司課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、三枝富昭主事、岩浅真利子技師

### 次第

- 1 開会
- 2 環境創造課長あいさつ
- 3 議事
  - 議題1 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について
  - 議題2 その他
- 4 閉会

### 資料

- 1) 知事意見(案)、意見整理表、関係市長意見
- 2) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録【速報】(平成24年7月30日)

## 1 開会

(進行 依田課長補佐)

それでは、始めさせていただきますと思います。

本日は、皆様にはご多忙のところ、またお盆の最中に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

## 2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、小島環境創造課長より、ごあいさつ申し上げます。

(小島課長)

本日は大変お暑い中、そしてお盆休み、また帰省ラッシュの中、この審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議題でございます「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書」につきましては、これまで3回にわたりまして審議会を開催し、ご議論をいただいております。前回は知事意見骨子(案)について、ご審議をいただきましたけれども、今回はその審議会でのご意見等を踏まえまして、私どもで修正を加えた知事意見(案)を示させていただきます。後ほど説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

限られた時間でございますけれども、ご審議のうへ、知事意見(案)を取りまとめていただければ幸いに存じます。

委員の皆様方には、今年度に入りましてから5ヶ月の間に5回の審議会という大変ハードな日程でご対応いただき、誠に感謝しております。この案件が終了すれば、一段落となると思っております。

これまでのご尽力に対しまして、心から御礼申し上げますとともに、今後とも審議会の運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

## 3 議事

(進行 依田課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、10名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。まず、次第があります。次に「新山梨環状道路東区間環境影響評価準備書に対する知事意見(案)について」があります。こちらのペーパーですが、「骨子(案)」となっておりますが、お手数ですが、「骨子」を削ってください。それから「意見整理表」、これも中綴じで冊子になっている資料です。それから、「関係市長意見」の綴り、最後に前回審議会の概要があります。不足等がありましたら事務局まで言っていただきたいと思います。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

(片谷会長)

皆様方には暑い中、お盆のピークに近い日にお集まりいただくことになりまして、誠に恐縮でございます。この日以外には定足数を満たせそうな日がないという事情があったということでございますので、ご了承の程お願いしたいと思います。

事業者の皆様方もお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

審議に入ります前に、恒例でございますけれども、運営方針の確認をお願いいたします。本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

今日は希少種や個人情報にかかる部分はないということによろしいですね。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

それでは、議事に入ります。初めにお伝えしておいた方がよろしいかと思いますが、今日はこの審議会の審議としましては、議題1とその他ということでございますけれども、閉会後に条例改正等に係る意見交換会を開催することになっておりまして、これは委員の方々と事務局だけということでございますけれども、そういう予定がございますので、審議が終わってもすぐに席を立てませんので、ご了解の程お願いいたします。

それでは、議題1、「甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書」につきまして、前回、知事意見骨子(案)を審議していただいたのですけれども、今度は事務局が作成した知事意見(案)の審議をしていきたいと思っております。

それでは、まず、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、ご説明させていただきます。

まず、最初に知事意見の概要をまとめましたA4、1枚紙の「新山梨環状道路東区間環境影響評価準備書に対する知事意見(案)」をご覧ください。ここで変更となっているのは、経緯の中の今回の審議会が追加されたということと、知事意見の概要の個別的な事項の2番、「北区間との接続部で確認されている希少動植物種の保全対策については、北区間で行う環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう連携すること。」、これは鈴木委員から「北区間が優先されるイメージがある」、あるいは片谷会長からも「ネガティブな表現は避けた方が良い」というご意見をいただきまして、記述を修正しました。本文の方も同様に修正してあります。

それでは、「環境影響評価準備書に対する知事意見(案)」をご覧くださいと思います。変更となっている箇所について、順を追って説明させていただきたいと思っております。

まず、「知事意見を述べるにあたり」という前文ですが、これは佐藤委員のご意見を踏まえまして、追加しております。佐藤委員のご意見は「道路は鳥類など動植物に大きな影響を及ぼす。景観でも同じ。甲府盆地の自然環境の保全について何らかの形で記述が必要。」という趣旨であったと思っております。その趣旨を踏まえまして、「環境影響評価は、事業の実施が環境に必ず影響を及ぼすことを前提に対象事業実施区域及びその周辺の環境の悪化あるいはレベルを低下させないため、事業の実施が環境に配慮しながら行われるよう、環境保全措置については回避、最小化、代償の順で検討されるべきものであることに鑑み、対象事業の実施が及ぼすおそれのある環境影響について、地域の状況を十分反映した上で予測し、より広範な知見に基づいて適切な環境保全措置を選定することにより、本県の良好な生活環境及び自然環境が持続的に保全されるよう最大限の配慮が行われることを求める。」、これについては、審議会の後に角田委員からも「表現を簡略化したらどうか」というご意見をいただいております。ただ、事務局としましては、本県の技術指針を改めて明記するような形で、技術指針に沿っ

た記載にしたいと考えております。差し当たりこの案でいかせていただきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。「9. 複合影響の考慮」ですが、先ほど、概要でも説明しましたけれども、下線の部分が前回は「北区間で行う環境保全措置を妨げることがないよう・・・」という記述だったのですが、鈴木委員から「北区間が優先させるイメージがある」、あるいは片谷会長からも「ネガティブな表現は避けるべき」ということで、そのような形に記載を修正しました。「北区間で行う環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう・・・」といった記載となっております。

次に4ページをご覧ください。「13. 専門家の助言」でございます。「原則として」にアンダーラインが引いてあります。前回は「可能な場合」という表現となっております。こちらについては、片谷会長の「意見の信憑性を確保するために、よほど特別な事情がない限り、所属氏名は記載する必要がある。「可能な場合は」ではなく「原則として」とすべきである。」という趣旨のご発言を踏まえまして、変更しております。この部分について、審議会の後に、平林委員からもご意見をいただいております。これについて「何か法的な決まりはあるか。公表できない場合はどのようなことが想定されるのか。」というご意見でございました。特に法的なものはありませんで、技術指針等でも氏名等の記載について明記してございません。助言の内容の信憑性及び責任ある発言を得るため、これまでも氏名等の記載を求めておりました。公表できない場合の想定については、助言を行った専門家の個人攻撃などが想定される場合は公表できないと考えております。また現在、国の動きですけれども、国でも氏名等の記載を明文化しているわけではないのですけれども、徐々に具体的に記載をするような形に動いているところがありまして、今、改正を進めている主務省令では、「専門分野を開示することに加えて、専門家の所属の属性を開示するよう努めることとする」というような記載が入っております。

続きまして、5ページをご覧ください。2. 大気汚染」です。下線部分を加筆しました。これは片谷会長から、「短期濃度予測について、場所の特定をしないと膨大な計算量になって対応しきれないのではないか。具体的に場所を示した方が良いのではないか。」、それから工藤委員から「桜井寮や石和西小学校の周辺について注意する必要があるのではないか。」といったご意見をいただいております。「特に影響を受けやすい施設（桜井寮、石和西小学校等）のうち、影響が最も大きくなる恐れがある施設の周辺の状況を短期濃度予測により明らかにすること。」というように修正しております。

次に7ページをご覧ください。6. 水質汚濁」です。これは、2行目から事業者の見解になります。「当該事業においては、仮設沈砂池や濁水処理装置を用いることにより、濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」と、この表現が曖昧である。濁水やアルカリ排水を全く排出しないのか、あるいは濁水やアルカリ排水以外は排出するのか、これが曖昧であるので、具体的に予測、評価をすることを要求するよう知事意見の表現を変えました。「数値等により具体的に示されていないことから、排出水の水量・水質とその環境への影響について予測及び評価を行い・・・」という記載となっております。

次に、「7. 水象」です。1) の記載の修正をしております。これは坂本委員からのご意見で、「準備書の、既存井戸の地下水位と、ボーリングの結果の地下水位の関係が分かりにくいので、知事意見ではその辺りを整理すること。」というご意見です。この意見を受けまして、下線部分ですけれども、「大幅に深い値となっており、数値の幅も大きい。また、既存井戸と実測された帯水層の位置関係及びこれらと表8. 5. 4に記載した帯水層との関係が示されていない。よって・・・」というような形で記載しました。

続きまして8ページをご覧ください。「4) 希少種に対する配慮」です。これは佐藤委員からのご意見で「オオタカも加えるように」ということで、オオタカを加えております。後半の部分ですけれども、「北区間で行う当該種の環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携する旨を評価書に記載すること」、これは先ほど説明させていただいた理由と同じでございます。

続きまして、9ページをお願いします。「10. 風景・景観、人と自然とのふれあい活動の場」の

「2）環境保全措置の検討」です。この部分については、石井委員から「準備書には甲府盆地の景観を阻害する、盛土自体、地形改変部自体をどうするか検討がされていない」、また「どうして盛土にしたのか書かれていない」というご意見をいただきました。事業者からは、「盛土自体の構造を変更するのは難しい」というコメントをいただいております。それから、片谷会長から「景観の変化をどう評価して、保全するか、少し明確にしていきたい」というご意見をいただきました。これらを踏まえまして、「a）環境影響の整理」で、「計画路線により環境影響を受ける地点及びその地点において阻害される景観の内容及び範囲が明らかになるよう取りまとめること。」、それから「b）複数案の検討」ということで、変更あるいは追記をしてございます。まず、(1)の最後の部分ですけれども、「継続的に長期的視点に立って、効果を最大限発揮させることが重要であることから、適切な維持管理を行うこと。」、これは早見委員から「植栽についてはどのように管理していくのが重要である」というようなご意見をいただきまして、修正しております。「(2) 道路構造及び道路付属物の形式、デザイン、色彩等の検討」ですけれども、「道路構造物及び道路付属物の修景においては、特に近景における影響の低減効果が期待される措置について類似事例を広く収集し、より環境影響を低減することができる措置を選定するよう努めること。」、これはやはり石井委員の意見を踏まえまして、最大限の環境配慮をしていただきたいということで追記しております。

以上が変更部分になります。

(片谷会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました知事意見（案）について、最終確認、もちろんこの場で合意が取れれば修正も可能ですけれども、確認をしていきたいと思っております。

特に順番は定めずに行きたいと思っておりますが、最初に追加していただいた「知事意見を述べるにあたり」という部分ですけれども、主として佐藤委員からのご意見に対応したご意見であると、今、事務局からご説明がございました。佐藤委員から何か、これについてご意見はございますか。

(佐藤委員)

趣旨はこのとおりですので、この案件に限らず、こういう目線で考えていただきたいということです。

(片谷会長)

ありがとうございました。これは事業者の皆さん、あるいはコンサルタント会社の方々も出席されていると思いますが、常にこういうアセス案件の中では、意識をしておいていただきたい点ですので、それを改めて知事意見の冒頭に記載させていただいているという趣旨ですから、ぜひ今後の評価書、あるいは実際の事業の実施段階において、常にこれを意識しておいていただきたいということです。それに加えて、先ほど、例えば騒音のところ、「新たな機種が指定された場合は、それを取り入れること」といった記載もありましたけれども、事業実施段階においても、やはり環境保全のための、あるいは影響を回避するための新たな技術が出てきた場合には、それを取り入れて実行していただくというような姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと、この審議会からの強い要望としてございますので、ぜひその点をご理解いただきたいと思います。

この冒頭の赤字の6行につきまして、他の委員の方々から何かご意見がありましたら、ご発言ください。

(平林委員)

佐藤委員の言われているとおり、ここに書いてある内容については「このとおりだと思います」が、逆に言うと、先ほど片谷会長がおっしゃったように、様々な案件について、全てここに書いてあることをベースにして環境影響評価が行われている、あるいは、行われてきているのだと思いますので、

この案件についてのみ、知事意見の冒頭にこのように書くことに少し抵抗があります。当たり前のことですので、あえてこういう形で書くということは、「何か特別な理由があってこの様になっている」と取られかねない。この冒頭の文章については通常、こういう趣旨で進めていくということは当然だと思いますので、あえて書かなくても良いと思います。もし書くのであれば、これから様々な事業について、全て書くことになると思います。

(片谷会長)

事務局の判断は、この案件に限定した対応ではないと理解してよろしいですか。

(事務局 土橋主査)

ここにつきましては、今後も基本的にこういう考え方です。これまではこれと似たような内容は、知事意見の一部に入れることはありましたが、これを期に前に出したということで、前にこういった文章を置くということは、今後もやっていった方が良くと思っています。

(片谷会長)

今後も継続したいという事務局の意向ですけれども、よろしいでしょうか。

(平林委員)

特に反対ではないのですけれども、ただここに書いてある内容は、環境影響評価の授業などでやっている「環境影響評価とは何か」など、一般的な内容そのものなので、「当然だ」という気がしましたので、あえてここに書く必要があるのか疑問に思いました。

(片谷会長)

特に反対ではないというご発言がありましたので、この部分に関してはこの案のとおりとしたいと思いますが、確かに一般論というか、原則論としては、わざわざ知事意見で言うまでもないということはそのとおりであろうと私も思いますが、特に今回、この案件だけということはございませんけれども、その都市の周辺部の、かなり人家もあるような地域に道路を造るという案件の性質上、特に景観や動植物の影響などかなり懸念されている部分もありますから、前回までの案件では入れていなかったけれども、今回新たに入れて、今後も原則的にはこういう表現を入れていこうと、1つの転機を設けたという理解でよろしいかと思いますが、平林委員、ご了解いただけますか。

(平林委員)

はい。

(片谷会長)

角田委員のご意見も出ていたのですね。もう少し簡略化したほうが良いのではないかという趣旨のご意見だったと、事務局からご説明がありましたけれども、いかがでしょうか。事務局としては、こういう記載でいきたいということですが。

(角田委員)

書いていただくのは結構です。ただ文章を簡略化して、一般の人が読んだときに分かりやすくした方が良く思いました。異論はございません。

(片谷会長)

それでは、ご了解いただけたという扱いとさせていただきます。

では、他の部分についてのご意見を承ります。

(角田委員)

前回、お休みしたので、重複するかもしれませんが、7ページの7番、水象のところで、赤い印のついているところ、前回の議事録を読ませてもらうと、坂本委員からの発言がかなり効いてきていると思うのですが、そこに数値が「4～180m程度」と書かれていて、準備書の8-5-5ページの表8.5.3で多分、説明してあるのですが、「井戸の深さを概ねの地下水位とした」とありますが、ここがよく分からなくて、質問させてもらおうと思っていました。ここの地表からの深さが、例えば、30～180m程度と書いてありますが、これが本当に地下水を測定したときの、何の水位なのか、自然水位なのか、動水位なのか、よく分からない。また括弧書きで「井戸の深さ」と書いてありますので、井戸の深さを書いたとも取れるのですが、それからこちらの「4～180m」という数値が何を意味しているのか分からないので、知事意見に具体的に数値を入れても良いものなのか。

(片谷会長)

どうでしょう。先に事業者にご回答いただきますか。

(事務局 土橋主査)

先にこちらからご説明します。

(片谷会長)

では、事務局からお願いします。

(事務局 土橋主査)

角田委員が今おっしゃった既存井戸の概ねの地下水位について、表8.5.3ですけれども、まずここに記載されている概ねの地下水位というものは、そのまま井戸の掘削深度とイコールになっていますので、これにつきましては、枯れ井戸みたいな状態でないと、こういうことはあり得ないので、今、検討をさせていただいています。知事意見(案)に記載してあります「4～180m」というのは、この表の一番浅い井戸の深度、水位としておりますけれども、それと一番深い井戸の深度が、4mと180mですので、「4～180m」と書いています。

(坂本委員)

説明はそのとおりなのですが、確かに「地下水位」というタイトルで書かれてしまうと分かりにくく、間違いは間違いですので、本当はそこから直していただきたい。表の下に「地下水位が分からないので井戸の深度とした」と書かれていますが、地下水位と井戸の深さは別物ですので、こうした書き方がそもそもまずいと思うのですが、これが出てきたら、こう答えるしかない。この表現を書き直してくれば、それでも結構だと思います。

(片谷会長)

今回の知事意見に書かれている赤い部分というのは、「井戸の深さと実際の帯水層の位置関係について説明しなさい」という意図ですよね。

これは評価書に向けてという話ですから、ここで明確な回答をしていただく必要はないのですが、そうした記載は可能かどうか、もし今、事業者からコメントをいただければ、お願いします。

(事業者 名取室長補佐)

前回7月30日の技術審議会の前の時点で、事務局からご指摘をいただきました。それにつしまし

て、その時点で「見直しを行っております」と回答させていただきました。基本的に、その数字の意味するところがおかしいということでございますので、全般的に見直しを行っているところでございます。評価書に対してはそれに合わせて修正していくこととなります。

(片谷会長)

ありがとうございました。坂本委員、いかがでしょうか。

(坂本委員)

結構です。この数値そのものは要らないので、消してしまっても結構です。

(片谷会長)

知事意見に必ずしもこの数字を書く必要がないということですね。

既に修正の対応をいただいているということですが、いかがでしょうか。

(坂本委員)

この辺りはたいていパイプを引いてポンプで引き上げているので水位が分からないという状況は知っているのですが、あまり強く言わなかったのですが、確かにこれは一般の人が見ると、地下水位と井戸の深さが、全然違うものが同じように書いてあるので、私もどう説明して良いのか分からないのですが、うまく説明していただかないと、一般の人には分からないと思います。

(片谷会長)

角田委員はいかがでしょうか。

(角田委員)

対応していただいているということで、結構です。

それから、準備書の図表集の82ページ、図8.5.1に、地下水位調査位置図があるのですが、この調査した結果がどこにあるのか分からなかったのですが、調査した結果があるのであれば、ここに記載していただければ良いと思います。

(片谷会長)

これは今、事業者からご回答いただけますか。

(事業者 轟氏)

今のご質問に対してですけれども、準備書の8-5-4ページ、表8.5.2、地下水利用の概況とありますけれども、これが図表集で示されている調査位置の結果の概況をまとめたものです。個別の箇所の詳細な結果は、評価書の段階で資料編などに反映していくことで考えております。

(坂本委員)

図8.5.1のタイトルが、「地下水位調査位置図」と書いてありますが、地下水位は測っていないですね。井戸の深さを調べただけですね。それについて「地下水位調査位置図」と書いてあるので、角田先生がおっしゃるように、調査しているのであればデータがあるはずという疑問が出て当然だと思います。そういうことですね。

(角田委員)

はい。タイトルがおかしいと思います。



(片谷会長)

ですから、その地図のタイトルを「既存井戸調査位置」としていただければ、その誤解は防げるということですね。

(角田委員)

逆に言いますと、その図の緑の丸の地点（既存ボーリング調査の地下水位調査地点）で調査して、その結果をここに書いたと誤解されても仕方ないと思います。実際に調査されたかどうかは分からない。それを、今回は無理でしょうけれども、次回、示していただきたいと思います。

(片谷会長)

今日はもう準備書に対する知事意見の審議ですから、ここで出ている指摘は全て次の評価書に反映していただければ良いので、今日ここで回答していただくことが必須ではございませんから、評価書に向けて修正や追加の対応をしていただきたいと思います。先ほどの表 8. 5. 3 の修正と、今の件もあわせて、要は地下水位と既存井戸の調査と、言葉の区別をできるだけ明確にして、評価書では表記していただきたいということです。地下水位を直接測ることが非常に困難であるということは、各委員も理解しておりますので、言葉を明確に使い分けて、説明を丁寧に書いていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

(事業者 名取室長補佐)

全体を見直しますので、その中で十分確認しながら、対応していきたいと思います。

(坂本委員)

最後に一言付け加えさせていただくと、準備書を見ると、きちんとできるのか、評価書できちんと出てくるのか不安なところもあって、そういう目でこちらが見ているということと、こういう書き方をされるのはあまりよく分かっていないのではないかという印象を受けましたので、評価書ではしっかり書いてください。

(片谷会長)

最終の評価書になりますと、そこからまた更に意見を出して、やり直しという話はなかなか難しいという制度上の事情もありますから、評価書をまとめられるにあたって、こういう懸案になっている事項については、製本してしまう前に、事務局と事前の調整をしていただいて、必要に応じて事務局から各委員の意見を、分野の近い委員への確認作業をしておいていただくと良いと思います。事業者の皆さんも、懸案事項として指摘されたものに関しては、製本してしまう前に、事務局とやり取りをしていただくようお願いします。今の話は法や条例上、義務付けられている話ではないのですけれども、やはりより良いアセスを実施するためには大事なことですので、ぜひご理解いただきたいと思います。

角田委員、今の件はよろしいですか。

(角田委員)

はい。

ついでですので、もう 1 つお願いしたいと思いますが、9 ページの上の方の赤い線が引いてあるところに、「扇状地」と書いてありますので、これも一言言わせていただきたいと思います。

図表集の 9 ページを見ていただきたいと思いますが、この図がかなり不正確で、記号と分類、凡例があっていないところがあるところがあるので、それを直してもらいたいと思います。例えば左下に t1 と書いてあるところがありますが、ここが（凡例と）色が違ったり、もう少し正確にしておいても

らわないと、後々この扇状地というのが効いてきますので、お願いします。

それから、記号で申し上げると、N<sub>2</sub>c、N<sub>2</sub>b、そここのところの分類の言葉が、私は初めて聞いた言葉で、関連があるのか良く分からないのですが、できれば専門の地質図を使って、書いていただきたいと思います。何か他の報告書から取って、またそれをここに載せるとなると、非常に間違いが多くなると思いますので、そこに典拠もありますが、できれば上に記載されている、ある程度、全国的なものを引用していただくとありがたいです。

(片谷会長)

これは石井委員のご意見に対応して修正した部分ですけれども、景観の意味ですので、地質の意味で指摘されていることではないのですけれども、もちろん評価書段階で図面を修正していただくことは可能なのですが、ただこれは公に出ている地質図ですよ。

(角田委員)

例えば、ここで t1 という記号を見ていただきたいのですが、具体的に言いますと、右下や右上の t1 という記号のところは、緑色に点々があるのですが、左下の t1 という記号のところは白くなっていて、細かいところですが、違っているということです。

(片谷会長)

もとの図面が色が抜けていた可能性が高い気がしますけれども、これは既存資料ですので、新たに地質調査をされたわけではないので、資料を確認していただいて、明らかな間違いであれば、直した図面を入れていただくという対応をお願いします。

(角田委員)

そればかりではなくて、今のは例ですけれども、よく確認していただきたいと思います。

(片谷会長)

できればこれも確認して修正した図を角田委員に送っていただいて、これで良いかどうかということを確認していただければ確実だと思います。

では、他のご意見を伺います。

ちょうど今、9 ページの景観の項を見っていますが、石井委員、いかがでしょうか。

(石井委員)

前にも申しましたけれども、あとはやっただけかどうかですので、これで結構です。

(片谷会長)

知事意見としてはこれで良いということですね。ぜひこれに沿って実行をお願いしたいというご意見です。

他にいかがでしょうか。工藤委員、5 ページの追加されているところはこれでよろしいですか。

(工藤委員)

はい、結構です。

(片谷会長)

では、懸案となっていた事項はこれでクリアできたと思いますが、では、全体を通じまして、もう今日が最後ですので、何か言い忘れていたことがあれば、承りたいと思います。

(坂本委員)

事務局に確認ですが、意見整理表の中に「環境省気づき」がありますよね。これも知事意見に反映されていますか。

(事務局 土橋主査)

入れています。

(坂本委員)

気になったのは、意見整理表の32ページで、「環境省気づき」でも水質のことが出ていて、そこにはもう少し詳しく、「工事施工ヤード、工事用道路等から出る排水が…」と書いてあって、知事意見にはそこまで詳しく書いていないので、そういうことも考慮して書いているということで良いですね。

(事務局 土橋主査)

はい。

(平林委員)

8ページの希少種に対する配慮のところ、「合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携する旨を評価書に記載すること」と書いてあるのですが、ここは北区間の事業者と具体的にどのように連携するのかを書くという趣旨だと思うのですが、「北区間の事業者と連携します」と書けば良いとも取れるのですが、いかがでしょうか。この表現だと誤解が生じるのではないかと思います。

(片谷会長)

今のご意見は、この表現だと「連携します」と書けば終わり、連携する中身が不明確なまま評価書ができあがってしまうのではないかと懸念のご指摘ですが、事務局の文言ですので、事務局からご回答いただきたいと思います。

(事務局 土橋主査)

確かに少し曖昧ですので、具体的に東区間で何をするという記載がないということだと思うのですが、これにつきましては「事業者と連携して」とするか、「事業と連携して」とするかというところはあるのですが、北区間と東区間、この区間について言えば関東地方整備局が事業者であって、要するに同一事業者が連携して行う部分であるので、あえて東区間では何をやって、北区間では何をやってという部分ではなくて、一体としてやってくださいという部分の中で、特に具体的に東区間で何をしてくださいという部分ではなく、一緒になって対応してくださいと、そういった形になっておりますので、具体的なところは抜けております。

(坂本委員)

もう少し書き方はあると思います。例えば「北区間の事業者と連携してその結果を書くこと」など、その程度は書けると思います。

(片谷会長)

連携して行った結果というよりは、これから行う保全措置の話ですので、「連携して実施する保全措置の内容を」程度にしておけば良いのではないのでしょうか。事業者が同席されているので、趣旨は伝わったと思いますので、あとは知事意見の表現上の問題だけですので、この記載に関して、当然、

書くものと読めるような記載にさせていただくということをお願いします。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

他にいかがでしょうか。

(大久保委員)

今の複合影響のところ、3ページと8ページは同じ表現とした方が良いと思います。

(片谷会長)

そうですね。全般的事項と個別事項で食い違った記載があるのも問題ですので、それも事務局で整合を図るようにお願いいたします。

(事務局 土橋主査)

分かりました。

(片谷会長)

他にいかがでしょうか。

では、ご意見も出尽くしたようですので、この知事意見(案)に対する審議はここまでとさせていただきます。

これについて、今後、これは9月7日が期限ですけれども、庁内調整があるのですよね。

(事務局 土橋主査)

本日、これで審議会の審議を終了しましたら、8月28日に庁内調整の最終的な会議を行いまして、その後は事務処理をしまして、知事意見として送付することになります。

(片谷会長)

そうしますと、今日、若干の修正がありましたので、ほとんど文言レベルの修正ですけれども、その最終確認は、委員の皆さんに送られますか。それとも、会長だけでチェックすることにしますか。

(事務局 土橋主査)

できれば会長に送らせていただいた中で、確認をお願いしたいと思います。

(片谷会長)

今日、重大な項目の追加などのご意見はありませんでしたので、表現、文言上の修正が数箇所あるだけです。もしご了解いただければ、最終確認は会長に一任させていただくことにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(片谷会長)

ありがとうございます。それでは、ご了解いただけましたので、最終的な文言の修正の確認は私が

させていただきます。

(坂本委員)

最後に、意見整理表も事業者に渡すのですよね。

(事務局 土橋主査)

はい。

(坂本委員)

それを聞いたのは、水質のところ、方法書の段階で「水質汚濁の項目を選定していないけれど、選定してください」と知事意見を出して、準備書が出てきて、「知事意見反映不十分」というのは県側の見解ですが、今度、評価書が出てきて、また「知事意見反映不十分」ということで終わって、でも「もうそれが最後だからどうにもならない」では困りますので、先ほども会長がおっしゃってくれましたけれども、「知事意見反映不十分」ということがないように、そんなことを県に書かれないような対応をしていただけるとありがたいと思います。評価書が出てきて、ひっくり返すというわけにはいきませんし、こちらもそれは避けたいので、誠意を持って対応してください。

(片谷会長)

今のは、担当課からの意見でしたよね。

(事務局 土橋主査)

はい。その部分については、事務局でもそう考えています。大気水質保全課等からの意見につきましても、やはり水質については「なぜやっていないのか」という意見が出ております。

(片谷会長)

では、これも事業者に対しての審議会からの強い要望ということで、知事意見に記載されている事項には、きちんと対応していただくようにということをお願いしておきたいと思っております。

その内容については、先ほども少し触れましたけれども、製本してしまう前に、事務局とできるだけ頻繁にやり取りをしていただいた方が良いでしょう。最後に評価書が出てきてから、問題点が多数残っていると、あまり審議会としてはそれはしたくないですが、更に補正を求めるという手続がないわけではないです。ですから、そうならないようにするために、製本する前に事務局とのやり取りを密にさせていただいて、一発で通るようにしていただくということをお願いしておきたいと思っております。

それではこれで議題1は終わらせていただきます。

## 議題2) その他

(片谷会長)

その他となっておりますが、委員の方から何かありますか。  
事務局から何かありますでしょうか。

(依田課長補佐)

1点、報告をさせていただきたいと思っております。北区間の評価書が作成されまして、都市計画決定権者から国土交通省に今日付けで送付されておりますので、報告させていただきます。

(片谷会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

#### 4 閉会

(進行 依田課長補佐)

片谷会長、どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

引き続き、この場で意見交換を行いたいと思いますので、委員の皆様方にはご出席をお願いしたいと思います。意見交換会は委員の皆様と事務局で、フリーな形で行いたいと思います。恐れ入りますが、事業者の方々のご退席をお願いいたします。